北齊徐之才『藥對』考

岩本篤志

はじめに
1　徐之才『藥對』の分析
(1)　文獻學的檢討
(2)　藥品名の檢討
2　南北朝から隋唐の醫事制度――なぜ徐之才『藥對』はつくられたか
(1)　『藥對』と尚藥典御徐之才
(2)　尚藥局の設置
おわりに

はじめに

北齊は北周によって併呑された王朝である。しかし、隋唐は北齊の政治制度を繼承したものであり、北齊政權とその時期の文化の考察は隋唐史研究上、重要な意味を持つ。このことはつとに陳寅恪が簡潔かつ明瞭に指摘しているところであるが、(1) 北齊がどのようにしてその役割を果たすことになったかということはまだ十分に論じられてはいない。

筆者は先に南朝出身でありながら東魏に仕えることになった徐之才がいかにして北齊政權成立に關與したかを、あきらかにした。(2) この徐之才なる人物に關していまひとつ注目すべきことは、「隋唐の醫事制度は北齊に據るものが大部分であ

るが、北齊の制度が整ったのは徐氏兄弟の力に負うところが大きいと想像される」[3]といわれるように、隋唐の醫事制度に何らかの影響をあたえたと考えられることである。にも關わらず、徐之才と弟、徐之範が北朝と隋唐の醫事にどのような影響をあたえたのか、殘念ながら、その役割はほとんど分析されていない。

しかし、徐之才の著作は多くが佚したものの、幸い、藥物に關する書物『藥對』などその一部が殘っており、歷官を詳細に記した墓誌の存在が知られている。本稿ではこれらを史料として用い、歷官とその醫術についての考察を手がかりとして、北齊文化が隋唐文化の形成に與えた影響の一端をあきらかにしたい。

1　徐之才『藥對』の分析

(1)　文獻學的檢討

徐之才および徐氏一族は多數の醫術書を記している。[4]その多くは散佚し、今日わずかに佚文が殘るにすぎないが、十分、內容をうかがうことができるものの一つが『經史證類備急本草』、『經史證類大觀本草』、『政和新修經史證類本草』（三書は細部を除いて大差がないので、あわせて「證類本草」と稱す）[5]に引かれた宋・掌禹錫撰『嘉祐補注神農本草』（以下『嘉祐本草』と略す）所引徐之才『藥對』[6]である。

徐之才は南朝梁に生まれ、梁の豫章王、蕭綜に仕えていたが、五二五年、二一歲の時、北魏にとらわれ、後、東魏・北齊と仕え、五七二年、六八歲で沒した。[7]彼は一時、とらわれの身となったが、その醫術をもって北魏政權に用いられる。このころ、故鄕の江南は梁武帝の最盛期であり、北朝や東南アジア・南アジア・西アジアからの使節・物產が多く流入していた。[8]そして、彼の官界生活の後半には、東魏政權が成立、高歡が巧みに周邊諸國・諸民族を懷柔し、[9]高洋は侯景の亂に乘じて、南への覇權をのばしながら、[10]北齊政權を樹立した（五五〇年）。北齊は結果的には江南に覇權を樹立出來なかっ

たが、侯景の亂で壞滅的打撃をうけた梁にかわって、多くの周邊諸國・諸地域からの人閒・貢物をうけいれた。かりに徐之才『藥對』がこのような國際狀況下の著作物であったとすれば、六世紀の醫術のあり方を知る手がかりであると同時に、山東地域にあった東魏北齊政權と周邊諸國・諸地域の關係を知る貴重な史料、となりうる。では實際、徐之才『藥對』はどのような書物なのであろうか。以降、歷代の諸本草書名を揭げるので、史料相互の關係は本稿末の本草書等相關圖を參照されたい。また行論の都合上、『藥對』の內容等を說明した史料には番號を附した。

まず、徐之才『藥對』を引用したことを明記している宋・掌禹錫の『嘉祐本草』所引書傳の說明によって槪要をみておく。

①藥對　北齊尙書令、西陽王徐之才撰。衆藥を以て品・君臣佐使を名づけ(11)、性毒相反及び(12)主る所の疾病を以て、分類して之を記す。凡そ二卷。舊本草多く引きて以て據と爲す。其の言は治病用藥に最も詳し(13)。

（『嘉祐本草』所引書傳、『大觀本草』卷三〇・『政和本草』卷一所引）

掌禹錫は徐之才『藥對』の內容として、品・君臣佐使、性毒相反、主る所の疾病について記述があり、治病用藥に特徵がある、とする。「主」とは主治、效き目のある、といった意味である。『嘉祐本草』には陶弘景撰『神農本草經集注』（以下、『本草集注』と略す）の諸病通用藥(14)に追加される形で徐之才『藥對』の引用があり、所引書傳の說明と對應する。例えば、このような形で引用された徐之才『藥對』の大熱（病名）條の藥品、石膽をあげてみると

石膽　寒、主肝臟中熱、臣

とあり、所引書傳の說明がほぼ合致する(15)。ただ、「寒」とあるのは藥性を示す氣味(16)の氣にあたるもので、性毒相反の記述ではなく、必ずしも本文がそのまま書き寫されたものではないことをうかがわせる。このように『嘉祐本草』は所引書傳で徐之才『藥對』を參照したことを明記し、內容說明と引用をしており、信賴性が高い史料といえる。

このように一見、徐之才『藥對』の原姿をうかがい知ることは容易にみえるが、この書物の成立と宋代までの傳世の經

緯については未だはっきりしていない。徐之才以前に雷公撰とされる『藥對』という書物があって、「徐之才雷公藥對」または「藥對二卷、徐之才撰」という書物はこれを再編増補したものであるとする説（岡西爲人、尙志鈞）や、[17] 徐之才『藥對』以前にあった陶弘景が參照した『藥對』は雷公の手にかかる書物で、徐之才『藥對』もしくは徐之才『雷公藥對』とは別ものと、論じる説（後藤志朗、長澤元夫）がある。[18] しかし、それぞれの所論はいずれかに批判繼承されたわけでなく、尙と岡西のアプローチも異なっており、史料と諸説を整理しておく必要がある。以下、徐之才が書いたとされる藥對には徐之才の名を冠して徐之才『藥對』、徐之才以前に成立したと見られるものを單に『藥對』と記すこととする。

唐代以降の經籍・藝文志類には、以下のように掲載されている。

②『舊唐書』卷四七・經籍志「雷公藥對　二卷」

③『新唐書』卷五九・藝文志三丙部醫術類「徐之才雷公藥對　二卷」

④『崇文總目』[19]「藥對二卷、徐之才撰」

⑤『通志』藝文略・醫方類第一〇醫方上「藥對二卷　北齊徐之才撰」

成書年代は①の『嘉祐本草』が一〇六一年、④『崇文總目』（一〇四一年）、③『新唐書』藝文志（一〇六〇年）とほぼ同じであり、かついずれも敕撰である。さらに南朝時に『藥對』があったことを示す史料（⑥⑦）があり、李時珍によって、それらと徐之才『藥對』の關係についての見解が示されている（⑧）。

⑥『隋書』卷三四・經籍志三『桐君藥錄』條　「梁に藥性、藥對各二卷有り。亡」[20]

⑦南齊・陶弘景『本草集注』序「藥對四卷、其の佐使・相須を論ず」[21]

⑧明・李時珍『本草綱目』卷一序例上・歷代諸家本草『雷公藥對』條「陶氏の前に已に此の書有り。吳氏本草引く所の雷公是なり。蓋し黃帝の時の雷公の著する所、之才、之に增飾するのみ」[22]

⑨清・姚振宗『漢書藝文志拾補』[23]卷六　『雷公藥對』收錄

⑥⑦にあげた史料に關連して『本草集注』の中には『藥對』から引用したと思われる箇所が相當量あり、陶弘景が『藥對』を參照したことは疑いない。ただこれら佚文と『嘉祐本草』所引徐之才『藥對』とは內容だけでなく書式が異なっている。⑧は李時珍がこれらをもとに『藥對』と徐之才『藥對』の關係を說明したもので、陶弘景參照の『藥對』(⑦)を『雷公藥對』と解釋したうえで、徐之才『藥對』はその增補、とする。そして⑨は⑧の理解を前提として『藥對』を漢代以前の書物とみなした。ちなみに雷公とは、桐君、黃帝と並ぶ傳說的本草の祖、であり、[24] 多くの書にその名が散見される。では次にこれらを主要史料として用いた先學の見解とその問題點をあげていく。

まず、岡西爲人と尙志鈞は、①と②〜⑤にあげた歷代の經籍・藝文志類に揭載された書籍を書名に關する小異はおいて、全て同一の書とみなす。そして、⑥⑦の南朝にあった『藥對』、陶弘景が參照した『藥對』をもとにして徐之才が編輯・增補を加えたものが唐代以降の經籍志類の記錄(①、②〜⑤)に殘された、とする。ただし、岡西と尙のアプローチは全く異なっている。

尙志鈞[25]は史料①〜⑨をあげ、『本草綱目』中、藥物配合の忌宜について述べた「七情畏惡」に關する文で「(徐)之才曰」と冠された引用箇所はすべて『本草集注』の同じく藥物配合の忌宜について述べた七情表と一致することを指摘した。その上で、徐之才と陶弘景の生沒年から『本草集注』所引『藥對』は徐之才撰ではあり得ない、[26] とし、⑧を根據に徐之才『藥對』はたしかに『雷公藥對』の內容を含んでいる、[27] とした。

しかし、李時珍『本草綱目』は『本草集注』の七情表の前に「兼以藥對參之(兼ねて藥對を以て之を參す)云々」とあるのにもとづき、この箇所を徐之才の著作と「恣意的に」解釋して「之才曰」として引用したにすぎない。これはあきらかに誤りであって、依據すべきでない。『本草綱目』には徐之才の文章と稱して誤引した箇所が他にも多々あり、裏附け無しに用いるのはあやういことは周知のはずである。[28] また、⑨は⑧の記述をうけて書かれているのでそれに準ずる解釋であり、これも據るべきでない。陶弘景所引『藥對』と徐之才『藥對』との關係を知る上で着目すべきは宋代までの史料、①

②③④⑤⑥⑦である。[29]

岡西は『藥對』に該當する佚文をあきらかにすることによって、陶弘景參照の『藥對』が『雷公藥對』であることをあきらかにし、これに徐之才が增補したとする。[30]『本草集注』本文の藥效を記した後、陶注の前の、例えば

（甘草）朮、乾漆、苦參爲之使、惡遠志、反大戟、芫花、甘遂、海藻四物。

といった藥物相互の組み合わせについて記した所謂「畏惡」に關する箇所は、陶弘景の前からあった古注で、この畏惡の文とほぼ同じ文が一括して『本草集注』の七情表にあげられており、その前文に陶弘景が[31]

⑩神農本經は相使正に各一種、兼ねて藥對を以て之を參するに乃ち兩三有り。事に於いて亦嫌無し。其の相得て共に某病を治すと云う者有るは既に妨避の禁に非ず。復た疏出せず。[32]

と記していることから、さきに示した甘草のような條が主として『藥對』すなわち『雷公藥對』にもとづいたものだと、している。さらに『隋書』卷三四・經籍志三に「神農本草四卷・雷公集注」とある記述に注目し、「雷公集注」とは『神農本草經』に雷公の注、恐らく雷公の『藥對』が加えてあるもの、と解釋している。これにより陶弘景が參照したのは雷公の『藥對』ということになり、徐之才『藥對』がいくつかの經籍志類で『雷公藥對』と呼ばれていることとの關連性をうかがわせる。[33]岡西はこのようにして兩書の繼承關係をみとめ、徐之才『藥對』は陶弘景の見た『藥對』に手を加えたもので、『嘉祐本草』所引の徐之才『藥對』の文は徐之才增補の部分にあたる、と解した。[34]この見解は妥當におもえるが、「神農本草四卷・雷公集注」の實像についてさらに檢討を要することになる。

一方、後藤・長澤は『本草集注』所引の『藥對』佚文と『嘉祐本草』所引徐之才『藥對』佚文の內容を詳細に檢討した結果、徐之才『藥對』と『本草集注』所引の『藥對』とは全くの別書、とする。例えば、既述のように、『嘉祐本草』所引徐之才『藥對』には大熱（病名）條に

石膽　寒、主肝臟中熱、臣

とあり、一方、『本草集注』所引の『藥對』の甘草條に

　朮、乾漆、苦參爲之使、惡遠志、反大戟、芫花、甘遂、海藻四物。

とある。前者は病名・氣味・君臣佐使を記すのに對し、後者は「惡」「反」といった藥の組み合わせ「性毒相反」の記述が主で、スタイルは確かに異なっている。[35] さらに①「藥對　北齊尚書令、西陽王徐之才撰……凡そ二卷」とある一方で、③「徐之才雷公藥對二卷」というように書名がやや異なるのは、①『嘉祐本草』と③『新唐書』の編纂が同時期に行われたため、『嘉祐本草』編者が參照していた本を『新唐書』藝文志の編者が見ることができなかったから、と『新唐書』の記述③に疑義を呈している。[36] このことは「藥對　徐之才撰」と「(雷公)藥對」という二つの別の著作はあったが、③「徐之才雷公藥對」というような取り混ぜたような書名はありえない、ことを示唆したものである。

しかし、『嘉祐本草』所引徐之才『藥對』と『本草集注』所引『藥對』佚文が完全に相違していても、全く異なる書物からの引用、と斷ずるのは早計に思われる。まず、既述のように①「衆藥を以て品・君臣佐使を名づけ、性毒相反及び主る所の疾病」とあるにも關わらず、『嘉祐本草』所引徐之才『藥對』佚文には性毒相反に關する記述はほとんど含まれない。わずかに『嘉祐本草』において、性毒相反について徐之才『藥對』の文が引用されているのは以下の三箇所である。

⑪(有甘草の段)勿食海藻

⑫(七情表、葱實の條)殺百草毒、能消桂花爲水

⑬(七情表、豉の條)殺六畜胎子毒

後藤らはこれらの箇所にのみ性毒相反についての記述がある、と述べるが、①「衆藥を以て品・君臣佐使を名づけ、性毒相反及び主る所の疾病」と説明されているのだから、引用された部分だけが全文、とは考えられない。恐らく掌禹錫が「性毒相反」の記述は諸病通用藥の書式になじまないものとして意圖的に排除した、と考えるのが穩當であろう。[37] また、⑪～⑬の部分を唐代の『本草集注』の姿を今に傳える敦煌本『本草集注』と『嘉祐本草』とで比較してみると、いくつか

の疑問がでてくる。[38] さしあたり⑪は問題ないが、⑫は「葱實」自體が敦煌本にはないにもかかわらず、七情表部分とほぼ同じ内容の『千金方』巻一序例・用藥には「葱實」條がある。このようにこの箇所は史料的に混亂した箇所で、徐之才『藥對』が注として加えられた意義は『本草集注』の七情表の傳世の經緯とあわせて慎重に考える必要がある。そして最も問題なのは⑬豉が、敦煌本『本草集注』の七情表、豉條には「煞六畜胎毒」とあり、⑬の「殺六畜胎子毒」とほぼ一致することである。このことは陶弘景參照『藥對』と『嘉祐本草』所引徐之才『藥對』に一致する箇所がある、すなわち兩史料に關係がある可能性を示唆することになる。このように徐之才『藥對』と『本草集注』所引の『藥對』の内容が異なっているのは、同一書の異なる部分の引用であるから、とも考え得るのである。

以上のように、先學によって陶弘景參照の『藥對』と徐之才『藥對』がどのような關係にあるかが論じられてきたが、未だあきらかになったとはいいがたい。このほかにも、『嘉祐本草』には「臣禹錫等謹按徐之才『藥對』孫思邈『千金方』陳藏器『本草拾遺』序例如後」ではじまる段の中に徐之才『藥對』序例とされる文があり、[39] 徐之才『藥對』のものかどうかをめぐって諸説が展開されているが、[40] これも十分な結論を得ていない。今後、こういった方面から『藥對』の研究を進めるためには、既述のように『本草集注』諸病通用藥部分と七情表の分析がかかせないと思われる。[41] ただ、本稿は北齊・徐之才の役割の分析を主眼としているので、徐之才『藥對』と『藥對』の關係については、別に論じるものとしたい。[42] ここでは『嘉祐本草』所引徐之才『藥對』部分は、徐之才が書いたもの、という點で先學の見解が一致していることを重視し、『嘉祐本草』所引徐之才『藥對』を中心に論を進めていく。

(2) 藥品名の檢討

まず筆者は徐之才『藥對』中に記された病名と藥物名との對應關係を全て拔き出して整理した上で、徐之才『藥對』を陶弘景『本草集注』と比較し、『本草集注』に含まれない藥物名をとりだしてみた。

表1　徐之才『藥對』にはあって『集注本草』には項目としてあげられていない品目

藥　　名	和　　名	對應する病名
梁上塵	ウツバリノウエノホコリ	療風通用
古屋瓦臺	カワラ	消渴
蒟醬	キンマ	小便利
楓香	フウ	療風通用
(臘月) 鴿鴿	キュウカンチョウ	五痔
鯽魚頭	(フナの頭)	腸澼下痢
銅青	リョクショウ	目赤熱痛
槲脈	カシワ	五痔
槲樹皮	カシワ	中蠱
槲皮	カシワ	惡瘡
麻黃根　并故竹扇末	(マオウの根に古い竹扇の粉)	止汗
麴	コウジ	腸澼下痢
久蜆殼	(シジミの殼)	腸澼下痢
猪胰	ブタ	下乳

※和名の特定には校注代表者・木村康一『新注校定　國譯本草綱目』(春陽堂書店 1973～1978) を用いた。(　) は『國譯本草綱目』に和名がなかったため,『大漢和辭典』などにより判斷した。

この**表1**の十四品目は『本草集注』では品目としてかぞえられていない。徐之才が關與した北齊期編纂の『修文殿御覽』に『本草集注』の內容が全く見られないという指摘があるように(43)、『神農本草經』はみていても『本草集注』は參照されていないと思われる。實際、徐之才『藥對』には『本草集注』收載の藥名が取られていないことがあり、必ずしも藥效も同じではない。また**表1**の上から六品目は、正統本草においては『新修本草』ではじめて登場する藥名であり、徐之才が『本草集注』を參照していない可能性は高い(44)。

では、これらの陶弘景の書に見られない藥名から徐之才『藥對』の性格を考察してみよう。最も注意すべきことは、西域系の新出品目がみられないことである。すでに拙稿でも述べたように北齊政權には多くの西域系の人閒が參畫しており、西域からの人や物產の往來があり、西域の物產が藥品として用いられる可能性はおおいにあった。この事情は北魏政權の後半においても同樣である(45)。それにもかかわらず、徐之才『藥對』に西域系の品目がないのは奇異ではないだろうか。

對照的なことに、ほぼ同時期、梁から北周にかけて宮廷の

醫事に關わった姚僧垣[46]の著書『集驗方』にはインド原産の訶黎勒（ミロバラン）やイラン・アフガニスタン原産の阿魏（アギ）、東南アジア原産である安息香（エゴノキ科安息香樹）などが散見される。[47] 徐之才と姚僧垣の置かれた狀況を國際環境の變化にあわせてさらに詳細に檢討する必要があるが、少なくとも、徐之才『藥對』がつくられたときは、徐之才は西域からの新來の物産を藥品として用いる狀況におかれていなかったものと推測させる。

次に注目されるのは蒟醬（キンマ）のように雲南・東南アジアで作られるものがふくまれていることである。これについては『齊民要術』卷一〇に「蒟子（フウトウカズラ）」がみられる。蒟醬は蒟子からつくられた醬であるので、『齊民要術』が書かれたとされる東魏の時に、山東地域に蒟子が持ち込まれていたか、その知識が傳えられていたことはほぼ間違いない。書かれた地域と南朝との交流があったことを示す證左のひとつと考えられる。ただ、南からしか入手できないものの數が少ないことにも注意すべきであろう。

これら品目の中で特徵的に思われるのは、梁上塵（梁の上のほこり）や古屋瓦臺（古い家の瓦）、麻黃根幷故竹扇末（麻黃の根と古い竹扇を碎いたものを混ぜる）といった身近なものを處方に用いる傾向である。こうしたものが藥として採用されるようになった理由としては、經驗的に效能があるという言い傳えがあったか、[48] もしくは梁や古い屋根瓦や竹扇に何らかの意味が込められている、と想像される。後者では、徐之才の叔父、徐嗣伯が女性の滯冷や石蚘による病、鬼物を多く見るといった異なる三つの病に對して、「死人枕」を用いて、いずれも原因である鬼氣や邪氣を拂うには枕が有效なのだ、と獨自の道術的論理を說いていることなどが類似すると思われる。[49]

以上の分析から、徐之才『藥對』は西域からの物産が屆きにくく、西域や南海の物産の流入が南朝・梁に集中していた時期、すなわち北魏末から東魏初め華北が混亂にあった時期に編纂されたと思われる。

2　南北朝から隋唐の醫事制度——なぜ徐之才『藥對』はつくられたか

(1)『藥對』と尙藥典御徐之才

徐之才『藥對』という書物は『北齊書』・『北史』等史書には記されておらず、その一端が最初に確認できるのは唐初の『新修本草』および『千金方』と思われる。しかし、開元年間に至っても祕閣にすら藏されていなかった可能性もある。(50) 徐之才の子孫は唐初までは確認でき、(51) 一族が力を維持していた間は、この書が祕傳の書として扱われていたとしても不思議ではない。ただ、それだけに徐之才がこの書物をしるす必然性・必要があったのかということは、檢討すべき課題である。

徐之才に墓誌があることはすでに『漢魏南北朝墓誌集釋』によって廣く知られている。この墓誌は比較的長文で、正史以上に之才の歷官をあきらかにするばかりでなく、正史では不分明であった生年・沒年をあきらかにした。(52) また、之才の本貫地を求める資料として使われることはあったが、それ以上に歷史研究に用いられることはほとんどなかった。(53)

ところが徐之才墓誌中の歷官に「尙藥典御」という職名がみられる。實はこれは中國醫學史・制度史上、見逃すべからざる記述である。なぜなら、徐之才墓誌の尙藥典御という記述はこの官職名としては年代が特定できる最も古いものとなるからである。徐之才墓誌には彼が五二五年、二一歲の時、北魏に囚われた後の記述に

衣裾席を滿たし、車騎門を塡め、洛を傾け相招き、時俗を誼動す。乃ち散騎常侍在員外に除せられ、尋いで尙藥典御と（爲）り、曹（ともがら）此の選を嘉とす。(54)

とあり、この誌文に續けて年代が特定できる記述が「普太初」（普泰元年は五三一年）であり、「普太初」の前に「明年轉通直散騎常侍」の記述があるので、彼が尙藥典御となったのは五二五年から五三〇年の間ということになる。また、あわ

表2　北朝史書中「尚藥典御」となったことがわかる者

	氏　　名	時　　期	出　　典
東魏・北齊	崔景鳳	魏（北魏・東魏）	『北齊書』巻二三崔景鳳傳
	崔國（景鳳子，北史〝冏〟）	天保初（550）	『北齊書』巻二三崔景鳳傳
	祖珽	文宣期（550—558）	『北齊書』巻三九祖珽傳
	鄧宣文	武成期（559—560）	『北齊書』巻三三徐之才傳
	張子信	太寧中（561）	『北史』巻八九張子信傳
	徐之範（徐之才弟）	太寧二年(562)以前	『北齊書』巻三三徐之才傳
西魏・北周	侯莫陳瓊（陳崇弟）	大統二年（536）	『周書』巻一六侯莫陳崇傳
	趙遐（文深父）	魏（北魏・東魏？）	『周書』巻四七藝術傳
	許澄	550年以後	『北史』巻九十藝術下（梁人）

(57)(58)(59)

せて『北齊書』巻三三・徐之才傳をみていくと孝昌二（五二六）年の記事に次のようにある。

孝昌二年、洛に至るや、敕して南館に居せしめ、遇さるること甚だ優たるに至る。從祖謇の子踐、啓して之才を宅に還さんことを求む。之才、藥石に效を多くして、又經史を闚渉し、發言辯捷。朝賢競いて相い引かんことを要め、之が爲に譽を延ぶ。(55)

徐之才は當初は南館(56)で優遇をうけていたが、祖父の兄弟にあたる徐謇の子である徐踐によって身を請けられた。彼は醫術にたけ、經史に通曉し、機知に富んでいたので、洛陽の朝士は競って彼を招いた、という。この記述は先に擧げた墓誌の記述と內容的に相似しており、よって彼が尚藥典御を拜したのは五二六年から五三〇年とみられる。

次に北朝の史書にみられる尚藥典御についたものをあげた。

崔景鳳が尚藥典御となった年代を特定出來ないが、他は徐之才墓誌の記述をさかのぼるものではなく、徐之才墓誌にみられる記述はどの正史の記述より古いことはあきらかであろう。尚藥典御については唐代の尚藥奉御の職掌についての說明が參考になる。『唐六典』巻十一・殿中省に次のようにある。

尚藥奉御は御藥を合和し診候の事に及ぶを掌る。直長、之の貳と爲る。凡そ(a)藥に上、中、下の三品有り。凡そ(b)合藥は宜しく一君、三臣、九佐を用ってすべし。方家の大經たるや、必ず其の五味・三性・七情を辨じ、然る後に

劑を和するの節と爲す。五味謂（中略）三性謂（中略）(c)七情は單行を有する者、相須うべき有る者、相使を有する者、相畏を有する者、相惡む有る者、相反を有する者、相殺を有する者を謂う。（中略）凡そ御藥を合和し、殿中監と其の分・劑を視、藥成らば、先に嘗めてこれを進む。(60)

尚藥奉御は尚藥局の長官で、皇帝の御藥の調合・診候の事を掌った。尚藥局の設置、職掌については北齊のものを隋が、隋制を唐が繼承したことはあきらかで、『唐六典』の尚藥典御（奉御）の職掌についての説明は北齊・隋においてもほぼあてはまる。ちなみに隋代に典御から奉御に名稱が變更されて、唐代にいたっている。(61) そして、この內容は先にあげた掌禹錫『嘉祐本草』所引書傳の徐之才『藥對』の説明、史料①と一致する。まず(a)(b)は①の「品・君臣佐使を名づけ」にあたり、(c)は藥性について述べた「性毒相反」にあたっている。このようにみていくと尚藥典御（奉御）の職掌そのものが徐之才『藥對』の趣旨に一致しており、徐之才が徐之才『藥對』を編纂したのは、尚藥典御として必要なマニュアルとして作成したものと考えられる。

ちなみに**表2**中、北齊期に尚藥典御を歷任した祖珽は北齊後期の宰相となった人物で、恩倖勢力に對峙した漢人勢力の領袖である。この職はほぼ漢人獨占であることも特徵的であり、皇帝の毒味係兼侍醫的役割をはたす側近中の側近であるので、北齊政權の權力構造を考える上でも輕視できない。では、なぜ北朝の捕虜であった徐之才がこのように重要な職に就いたのか、また、從來、北齊起源とされる職に北魏時に就いたというのはどう解釋されるのか。あわせて尚藥典御の意義を檢討していく。

(2) 尚藥局の設置

尚藥局と太醫署の分置に關して山本德子は唐代以前の醫局の變遷を檢討し、次のような**表**をあげて整理した。(62)

そして、『資治通鑑』胡注（『資治通鑑』卷一四七・梁紀三・天監七（五〇八）年條「魏皇子昌卒、侍御師王顯失於療治」注）によ

表3　太醫署と尚藥局

	管轄	太醫署	管轄	尚藥局
秦	小府屬官	太醫令丞		
前漢	太常	太醫令		
後漢	少府	太醫令		
魏	少府	太醫令		
西晉	宗正	太醫令丞		
東晉	門下	太醫令丞		
宋	侍中	太醫令丞		
南齊	侍中（門下省）	太醫令丞		
梁	門下省	太醫令丞		
陳	門下省	太醫令丞		
北魏	太常	太醫令	門下省	尚藥局
北齊	太常寺	太醫令丞	門下省	尚藥局
隋	太常寺	太醫令丞	門下省（後，殿中省）	尚藥局
唐	太常寺	太醫令丞	殿中省	尚藥局

って、尚藥局の設置は北魏にさかのぼる可能性があることを指摘している。(63)

醫師、左右に侍御す。因りて以て官に名づく。後魏の制、太醫令は太常に屬し、醫藥を掌る。而れども門下省に別に尚藥局あり。侍御師は蓋し今の御醫也。(64)

北魏では太醫令は太常に屬し、門下省に尚藥局が屬する。これは隋唐制度の原型である。侍御師については徐謇・王顯（ともに『魏書』卷九一・術藝傳）の名があり、彼らが侍御師の職を拜したのはともに北魏高祖孝文帝以降のことである。北齊の制度では侍御師も尚藥局の構成員である。(65)

山本の論點が太醫署にあるため、この點に關してあげられた史料は以上に限られ、なぜ尚藥局が北魏で設置されたのかは解明していない。だが、すでに本論考で**表2**にあげたように北朝史書中の尚藥典御の役職についた者や徐之才墓誌の記述から北魏末に「尚藥局」が存在していたことは確認できよう。

問題は先に示した**表**からわかるように、なぜ、北魏において忽然と尚藥局がでてきたのか、ということで、これは醫學史のみならず制度史における興味深い問題であり、その鍵は北魏期に隱されているようである。

北朝の史料を精査してみると、太醫署が太常に屬したのは、少なくとも北魏宣武帝期かそれより前であったと推測される。『魏書』巻八・世宗宣武帝紀、永平三（五一〇）年の條に次のようにある。行論の都合上、(A)(B)(C)を附している。

多十月（中略）丙申、詔して曰く「（中略）下民の煢鰥疾苦に至りては、心は常に之を愍む。此をして恤まざるは、豈に民の父母と爲るの意あらん也。(A)太常に閑敞の處に別に一館を立て、京畿内外疾病の徒をして、咸居處せしめんことを敕すべし。(B)醫署に嚴敕し、師を分かちて療治し、其の能否を考え、賞罰を行え。（中略）又經方は浩博、流傳は廣き處にして、病に應じて投藥するは、卒に窮究し難し。更めて有司をして、(C)諸醫工を集め、篇を尋いで簡を推して、務めて精要を存し、三十餘卷を取らしむ。以て九服に班ち、郡縣に備に寫さしめ、鄉邑に布下して、救患を救うの術を知らしむるのみ」と。(66)

宣武帝は太常に一館を立てさせ、一般の病人をあつめ、醫療活動を行わせ(A)、その際、醫署に對し、病人に應じた專門醫師に治療にあたらせ、その能力次第で評價せよ(B)と命じている。また、醫術者をあつめ、三十餘卷の醫書を作成させ、郡縣鄉邑に備えさせるように命じている(C)。

ほかにも(A)に關連することとして、『魏書』宣武帝紀・延昌元年（五一二）夏四月の記事によれば、肆州の地震による被災者のために宣武帝は「太醫」を派遣している。(67) 本來、太醫は皇帝の侍醫的な役目なので、地方にまたは一般の病人のために派遣されることは從來、なかった。ところがこの詔が出された時、すでに皇帝附きの藥・診候の擔當者が別にいたのである。宣武帝は孝文帝期に「補侍御師」であった王顯に醫藥のことをまかせ、詔の(C)の結果に該當すると思われる『藥方』三五卷をつくらせ、天下に班布している。(68) 太醫の職掌はここで從來とはあきらかに變質しており、醫事に關する職掌が分化したことをうかがわせる。

實はこうした事象はさかのぼって孝文帝期から見られた。『魏書』巻七下・高祖孝文帝紀・太和二一（四九七）年九月の條では民閒への醫師派遣が行われており、(69)『魏書』巻九一術藝・李脩傳には孝文帝が洛陽遷都より前に醫書の編纂を東

表4　嘗藥局と中嘗藥局

局	名前	職　名	就任時期	典　　據
嘗　藥	徐義恭	嘗藥次御	靈太后臨政（515頃）	『魏書』卷九十三恩倖傳
	侯　詳	嘗藥典御	正光五年（524）	『魏書』卷九十三恩倖傳
	邢　遜	嘗藥典御	孝靜初（534）	『魏書』卷六十五邢巒傳
中嘗藥	賈　粲	中嘗藥典御	世宗末（宣武帝，514頃）	『魏書』卷九十四閹官傳
	楊　範	中嘗藥典御	靈太后臨朝（515頃）	『魏書』卷九十四閹官傳

宮で行っている。(70) また、この記事の醫師の働きを評價するという(B)は『周禮』の影響と思われる。(71)『周禮』天官冢宰・醫師條に次のようにある。

醫師、醫の政令を掌る。毒藥を聚め以て醫事に共す。凡そ邦の疾病を有する者、疕瘍者造るや、則ち醫をして分ちて之を治めしむ。歲終らば、則ち其の醫事を稽え、以て其の食を制せ。十全は上と爲し、十に一を失さば之に次せ。十に二失さば之に次せ。十に三を失さば之に次せ。十に四を失さば下と爲せ。(72)

このように孝文帝から宣武帝期の醫事に關する政策には從來にない獨特な理念が見うけられ、太醫が太常に屬したのは孝文帝期の醫事政策に對する理念の變化が關與しているとみて閒違いない。また、今まで注意されてこなかったことだが、このような太醫の地方への派遣、醫書の政權による編纂事業といった一連の政策は唐代の先蹤となっている。

ところで、北魏の醫事に關する官職で「尙藥」を冠する職名を持つものは、先に**表3**にあげた通りで、孝文帝以前に限れば太醫・嘗藥監・太醫博士職が史書から確認できる。(73) さらに醫事に關わるであろう者を探すと、「嘗藥」局というものの存在が確認される。管見の限り「嘗藥」局の存在自體、『隋書』百官志から現在の制度史研究にいたるまでとりあげられていないが、名稱からして「尙藥」局の前身と思わせる。注意すべきは嘗藥典御・次御になった三人のうち、二人は恩倖傳に列される者で、中嘗藥典御になった二人は閹官、すなわち宦官であったということである。さらに『魏書』恩倖傳・閹官傳には嘗食典御という職名があることにも氣づかされる。北齊・隋・唐代には尙食局も配置されているので、(74) やはり「嘗藥」は「尙藥」の、「嘗食」は「尙食」の源流と推測可能である。

まず、最も古く「嘗藥」の名が見られるのは、「中嘗藥典御」の賈粲の記事（五一四年）であり、次が「嘗藥次御」の徐義恭の記事（五一五年）である。よってこれらの設置は宣武帝期（四九九～五一四）を下らず、設置もそれほどさかのぼらないと思われる。「嘗藥」典御の職掌は名稱からして、神農が藥を嘗めたという傳説や『唐六典』による尚藥典御の説明「藥成らば、先に嘗めてこれを進む」と一致し、尚藥典御と同じ職掌とみて閲違いあるまい。一方、「嘗食」典御については北齊の尚食典御と職掌が一致する事を示す史料がある。まず『魏書』巻九三・侯剛傳に次のようにある。

侯剛、字は乾之、河南洛陽の人。其の先は代の人なり。本は寒微に出、少くして鼎俎を善くするを以て、飪を進めて出入す。久しくして、中散を拜し、冗從僕射・嘗食典御に累遷す。[75]

「鼎俎を善くするを以て、飪を進めて」とあるので皇帝の食事を準備していたのであり、『隋書』巻二七・百官志中に北齊の制度として尚食局のところに「御膳の事を總知す」とあるのと一致する。「嘗藥」「嘗食」は「尚藥」「尚食」の源流であったというより、職掌はそのままに、ある時期に表記が變えられたと考えられる。このことは宦官のみで構成されている「中嘗藥」も北齊の制度に「中尚藥」局が確認でき、[76]同様であろう。また、侯剛墓誌には、太和五年條に續いて、季年（太和二三（四九九）年）のこととして、「嘗食典御」になったことが記されており、「嘗×典御」という職名としてはもっとも古い史料となる。[77]では、これら官職はいつ、どのような經緯で設置されたのであろうか。

『魏書』巻一一三・官氏志によれば、太和一七（四九三）年令には醫事官職は「嘗藥監（從五品下）」「太醫博士（從七品下）」「太醫・太史助教（九品中）」[78]がある。ところが太和二三（四九九）年令には醫に關する官名が全くみえなくなっており、ここで醫事制度にも大規模な變更が加えられたらしいことを知ることができる。太和二三年令は孝文帝の晩年のもので、實質、宣武帝期から施行されている。官氏志にはみえないが、太和二三年令によって「嘗×局」が設置され、太醫署と嘗藥局は獨立した機關として成立することになったと推測すれば、他史料と整合的に解釋できよう。では、嘗藥局が太和二三年令で設置された理由はどこにあるのだろうか。

嘗藥局に類似する職掌をもち、太和二三年令でなくなった官職を探していくと、太和一七年令ではあったが二三年令でなくなった「中散（五品中）」が注目される。「中散」はそれまでの王朝には類例のない北魏的、鮮卑的な官職として知られる。[79] 北魏建國當初はもっぱら鮮卑人子弟の起家官的役目を果たしており、皇帝側近として様々な役目を掌った。[80] ただ、ここで注目すべきは、漢人であっても専門的技藝を身につけた者、例えば、醫術や天文術數について知識を持つものが評價されて登用される場合に、與えられた官職であった、ということである。そして、中散は「任子」制的性格をもっており、子も中散（五品中）を起家官とすることが通例であった。[81] ところが太和二三年令以降、中散という官職が無くなると、専門的技藝をもって中散となった者の子孫は「嘗×典御」となっているのである。

例えば、先に擧げた嘗食典御になった侯剛は洛陽の人で、先祖は代の人とあるので鮮卑系と思われるが、最初、中散となり、後、嘗食典御となっている。そして彼の子、侯詳は前掲の表にあげたように嘗食典御となっている。次に、王叡という人物の父、王橋は姑臧に居住していたが、北涼平定後、「天文卜筮」について知悉していたがゆえに侍御中散になっており、子の王叡は父の業を繼ぎ、太卜中散となっている。[82] そして注目すべきことに徐之才の從祖父、徐謇もまた中散となっている。徐謇は元來、南朝の人であったが、當時、劉宋領であった山東地域への北魏侵攻にまきこまれ、皇興三（四六九）年、北魏の捕虜となった。彼は醫術を北魏獻文帝にみこまれ中散となった。[83] よって徐謇の醫術の後繼者がいれば、中散になるのが通例、であろう。しかし、後繼者に位置する徐之才は「尚藥典御」になった。これはさきにあげた父が中散、子が嘗食典御となった侯剛・侯詳父子と同類であり、中散職のもっていた性格の一部が嘗食・嘗藥局に繼承されたことをうかがわせる。では「中散」を廢止して嘗食・嘗藥局が門下省に設置されたのはなぜだろうか。

川本芳昭によれば、孝文帝は内朝改革にとりくみ、北族中心で運營されていた内朝の權限を門下省に繼承させ、そこに民族を問わず、人材をあつめようとしたという。[84] そしてそのための最終手段が太和二三年令であったとされる。このような經緯をふまえると、嘗食・嘗藥局は鮮卑的政治システムの優れた部分をとりだして、皇帝權力の強化に役立てようとい

う理念のもと、孝文帝が權力の集中を推進していた門下省下に設置されることになったと考えられる。ちなみに「中散」について研究した鄭欽仁はこの「中散」職廢止を孝文帝の「漢化」策ととらえている。(85) たしかに、鮮卑色濃厚な「中散」は消えたのであるが、北魏が國初から行ってきた民族・出自をとわず、特殊技術者を皇帝側近として受け入れるという政策は嘗藥・嘗食局として繼續して保持されていたのであり、鮮卑的政治システムの理念が一部繼承されたとみることができる。これら部局設置に關して北魏末から隋唐に至るまでを視野に入れてみれば、設置の意圖とうらはらに、北魏末の恩倖・宦官を跋扈させ、東魏・北齊期では漢人が權力中樞に接近する足場として用いられることになった。(86) つまり、北朝末に特徴的な側近・恩倖政治を生み出す溫床となったもので、北朝政治史における尙藥局の設置は重要な意義をもっている。また、この北魏太和二三年令における嘗藥局の成立こそ、北齊・隋唐の醫事制度の基盤になったのであり、その成立は、技術者を政權の中核に組み込もうとした鮮卑政權の存在無しでは考えられないといえよう。(87)

このように見てくると徐之才が尙藥典御の職に就いた理由を考えるのは難しくない。徐之才はとらわれたあと、一時洛陽の南館に居住させられるが、その後、徐之才の從祖父・徐謇の子徐踐は徐之才の身を請けている。徐之才が北魏にとらわれる前から、從祖父、徐謇は北魏において醫術者として重用された人物で中散となったことがあった。ところが技術的後繼者といえる徐之才が北朝に召し抱えられるようになった時には、中散という官は無く、その役割の一部を繼承する官職として、嘗藥局・嘗食局などがもうけられていた。そこで徐之才は徐謇の後繼者として、また醫術の知識を持つ者として、「嘗藥」典御という職を拜することとなったと思われる。

また、彼がこの職についた年代は、先に考證したように墓誌・正史から五二六年から五三〇年の閒であることは閒違いない。ただ、さきの**表4**の嘗藥典御の歷官者にみられたように北魏末、この官職は恩倖らが牛耳っていたと思われ、優秀な醫術者でも外國からきた人閒が入り込むことができなかった可能性がある。ところが五二八年、爾朱榮が謀った河陰の變によって、恩倖・宦官は勢力を大きくそがれた。(88) 恐らくは徐之才が尙藥典御の職についたのは他に候補者がいなくなっ

たこの五二八年だったであろう。

このように南朝からの捕虜であった徐之才が尚藥典御に拔擢されたことは、鮮卑北魏政權が建國當初から特殊技術を持つ者を優遇してきたという一連の政策の延長線上におきたできごとであった。徐之才『藥對』の出現は北朝史の展開の中ではじめて必然に理解できるのである。

最後に「嘗藥」と「尚藥」という名稱の相違についてであるが、私見では北齊末に變更されたと考える。その時期については、『魏書』（五五九年成立）には「尚藥」という言葉がなく、『北齊書』（六三六年成立）、徐之才（五七二年沒）墓誌にはあることから、五五九～五七二年、恐らくは河清三年令（五六四）によるものと推測する。これを承けて、徐之才墓誌は「尚藥典御」と表記したのであろう。『唐六典』卷一一殿中省は「嘗藥」「嘗食」については一切ふれないが、尚食局の注に以下のようにある。

秦六尚を置く、尚食の名有り。如淳以爲らく、天子を主する物を以て「尚」と曰う、と。(89)

この注が牽強附會であるかどうか判斷する材料はないが、恐らくは名稱變更には北魏末の恩倖・宦官の跋扈の足場となったことに對する嫌惡があって、それをうち消すために「尚」字を採用したものであろう。

おわりに

以上、徐之才『藥對』の南北朝隋唐史研究における史料的價値をめぐって論じてきた。あきらかにできたことをまとめれば以下のようになろう。

(一) 徐之才『藥對』とそれに先行して作られた『藥對』との關係については既に様々な論が展開されている。しかし、未だ、その關係はあきらかになっておらず、解明のためには今後『本草集注』諸病通用藥部分と七情表の研究を進めていく必要がある。ただ、『嘉祐本草』所引徐之才『藥對』部分は、徐之才が編纂したものという點で先學の見解は一致し

ており、徐之才『藥對』を分析する手がかりとなっている。

㈡ 徐之才『藥對』は西域系の藥物をあまり取り入れていないが、南朝からは一定の物資の流入がある地域で書かれたと推察され、徐之才の手にかかるとすれば、北魏末期から東魏前期頃の華北動亂期に作成されたもの、と考えられる。

㈢ 徐之才墓誌には徐之才が皇帝の藥の調合・診候を職掌とする「尙藥典御」となったことが記されている。徐之才『藥對』が作られた理由はこの職掌と深い關わりを持つものと考えられる。この點で北朝醫事・制度史における徐之才の功績は大きく、隋唐の醫事、本草・醫書編纂事業の先蹤となったといえる。

㈣ 從來、隋唐醫事制度の源は北齊にあるといわれてきたが、實際はその制度の中核になっていく太醫署と尙藥局（嘗藥局）の分化および設置は北魏太和二三年令にさかのぼるものであった。尙藥局の前身には鮮卑人子弟および特殊技術者を政權中核にとりたてるための鮮卑固有の「中散」という官職があり、孝文帝は太和二三年令において民族を問わず特殊技術者を側近として採用する特徵のみを活かした。その一つが尙藥局であった。

以上のように、隋唐の醫事政策、たとえば本草書・醫藥書の國家編纂事業、それを支えた尙藥局の設置や太醫署を皇帝以外の官人の爲に用いるなどは、すべて北魏孝文帝・宣武帝期の醫事政策に源流がみられる。唐代の醫術・本草知識に與えた南朝系の知識、例えば陶弘景『本草集注』、の占める位置が大きいことはいうまでもないが、醫術と國家の關わりという點では隋唐醫事は北朝史の中に胚胎していた、といえよう。

註

（1）陳寅恪『隋唐制度淵源略論稿』（生活讀書新知三聯書店、一九四四）。

（2）拙稿「北齊政權の成立と「南士」徐之才」（『東洋學報』八〇―一、一九九八）。

（3）宮下三郎「隋唐時代の醫療」（『中國中世科學技術史の研究』、一九六三）。

（4）徐王八代效驗法十卷・徐之才撰、徐氏家祕法二卷・徐之才撰、徐氏落年方三卷・徐嗣伯撰、雜病論一卷・徐嗣伯撰、風眩方・徐嗣伯撰など歷代經籍志・醫書への引用から知られる書名は多數にのぼる。

(5) 唐愼微撰『經史證類備急本草』（稿本、一〇九七年以降）をもとに作られたのが艾晟増訂『經史證類大觀本草』（一一〇八年）で最初の刊本であり、徽宗がこれを校正・出版させたのが曹孝忠等奉敕撰『政和新修經史證類本草』（一一一六年）である。三書はあわせて「證類本草」と呼ばれる。詳しくは岡西爲人『本草概說』（創元社、一九七七）第五章・宋代の本草參照。

(6) 『經史證類大觀本草』、『重修政和經史證類本草』ともに卷二序例下の「療風通用」ではじまる段中、白拔き文字で「藥對」もしくは「臣禹錫等謹按藥對」と記されている箇所である。

(7) 『北齊書』卷三三・徐之才傳。徐之才墓誌は『漢魏南北朝墓誌集釋』（科學出版社、一九五六）、『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』（中州古籍出版社、一九八九）第八册、三九頁、趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』（天津古籍出版社、一九九二）四五五頁、參照。

(8) 松田壽男「戎鹽と人參と貂皮」（『史學雜誌』第六六編六號 一九五七、『松田壽男著作集』三所收）。

(9) 高敏の周邊諸國・諸民族懷柔については『北齊書』卷二神武紀論贊參照。

(10) 前掲、拙稿「北齊政權の成立と「南士」徐之才」。

(11) 岡西『本草概說』二九二頁。岡西氏によれば、藥を上中下三品にわかち、君・臣・佐使を對應させ、調合の際目安にするという。三品と君臣佐使が對應するかは異論もある。

(12) 畏惡のこと。また「七情」ともいい、藥物配合の忌宜を述べたものである。岡西『本草概說』二九五頁。

(13) 藥對 北齊尙書令、西陽王徐之才撰。以衆藥名品君臣佐使、性毒相反及以所主疾病、分類而記之。凡二卷。舊本草多引以爲據、其言治病用藥最詳。

(14) 陶弘景は南齊から梁の人。諸病通用藥とは『本草集注』が嚆矢となったとされ、病名に對應する藥名と氣味等をリスト化したもの、『嘉祐本草』諸病通用藥部分は『本草集注』のものを中核に、徐之才『藥對』のほか後世の本草書の諸病通用藥を引用書名をあげて增補している。渡邊幸三「陶弘景の諸病通用藥についての文獻學的考察」（『日本東洋醫學會誌』四―三、一九五三、同氏『本草書の研究』杏雨書屋、一九八七、所收）に詳しい說明がある。ただし、殘念なことに渡邊は徐之才『藥對』に關して大きく年代を誤認している。

(15) 歐陽新燕「徐之才『藥對』考略」（『中華醫史雜誌』二二―三、一九九二）も同樣の指摘をしている。

(16) 岡西『本草概說』二六七頁。

(17) 岡西爲人『本草概說』第四章隋唐および五代の本草（創元社、一九七七）、尙志鈞・林乾良・鄒金生『歷代中藥文獻精華』（科學技術出版社、一九八九）、尙志鈞「徐之才和『雷公藥對』」（『中華醫史雜誌』二七―三、一九九七）など。

ただし、掌禹錫は陶弘景の諸病通用藥を意識しながらも陶弘景所引の『藥對』と徐之才藥對の關係には言及していないことに注意すべきである。

(18) 後藤志朗、長澤元夫「「雷公藥對」に關する研究」（『藥史學雜誌』第一〇卷―第一、二號、一九七五）、後藤志朗、長

澤元夫「「徐之才藥對」に關する研究」（『藥史學雜誌』第一一卷—第二號、一九七六）、後藤志朗「「張苗藥對」に關する研究」（『藥史學雜誌』第一二卷—第一、二號、一九七七）。

(19) 實際には原本は六六卷で醫書は卷三四から三八の閒にあったことになる。錢東垣輯釋本では卷三となる。

(20) 梁有（中略）藥性、藥對各二卷（中略）亡。

(21) 藥對四卷、論其佐使相須。

(22) 陶氏前已有此書。吳氏本草所引雷公是也。蓋黃帝時雷公所著、之才增飾之爾。

(23) 『二十五史補編』（中華書局、一九五五）第二册所收。

(24) 『本草集注』序例に、かつては藥性に關する知識は有識者閒で口傳するしかなかったが、桐・雷に至り素問すなわち黃帝內經と同じ類の記錄に殘された（至於藥性所主、當以識識相因。不爾何由得聞。至乎桐雷乃著在篇。此書應與素問同類）という記述がみられ、この桐・雷の雷が雷公にあたる。實際、『黃帝內經素問』には臣下として黃帝に應對する雷公が登場する。ほかに『太平御覽』所引の曹魏の華佗の弟子吳普による『吳氏本草』にも雷公の名は頻出している。ちなみに『吳氏本草』は通例『吳普本草』と呼ばれるもので、前掲『歷代中藥文獻精華』一五四頁には、李時珍が『吳普本草』所引の「雷公云」の條は『雷公藥對』によるとしていることを紹介し、尙志鈞氏によって『吳普本草』中の八〇種以上の藥物に關して「雷公」の藥性が示されていること、この內容は七情に關するものだが、『本草集注』七情表（『藥對』による部分が多い）とは重復しない、とされる。

(25) 前掲、尙「徐之才和『雷公藥對』」。

(26) 陶弘景（四五六～五三六）、陶弘景の傳記と『集注本草』の成書年代については、渡邊幸三「陶弘景の本草に對する文獻學的考察」（『東方學報』二〇、一九五一、前掲『本草書の研究』所收）。成書年代は『歷代中藥文獻精華』一六四頁も同じ。徐之才（五〇四～五七二）。

(27) 『本草綱目』中、所標注「之才曰」的『藥對』資料、實際上在陶弘景所見的『藥對』中早已有記載。据此可以判斷陶弘景所見的『藥對』、有很大可能性就是最古老的『雷公藥對』的簡稱。稍後於陶弘景的徐之才『藥對』、很可能是在這古老的『雷公藥對』基礎上增修而成的。『嘉祐本草』補注所引書傳中的『藥對』即是徐之才增收的『藥對』。但『嘉祐本草』并未注明徐之才增修的事。『本草綱目』「歷代諸家本草」、在『雷公藥對』書名下注云「『雷公藥對』蓋黃帝時雷公所著、之才增飾之爾。」。

所以徐之才『藥對』、已包含有『雷公藥對』的內容。（後略）。

(28) 李時珍は『本草綱目』中で『千金方』所引『藥對』序例とその後に排列された陳藏器の文章を「之才曰」として引用した。この誤りによって陳藏器が祖である〝十劑〟は徐之才が祖であるかのようにみなされてきた。誤りを糾したのは岡西『本草概說』二七五頁によれば、古くは江戶時代の多紀元堅であり、近年になっては尙志鈞「十劑之說提出者討論」（『中成藥研究』一九八四—五）、孫啓明「陳藏器創〝十劑〟證據二則」（『中華醫史雜誌』一九九二—二二卷第三期）もこれ

を論證している。

(29) 前掲『歷代中藥文獻精華』一五二頁、雷公藥對の段で「陶弘景の『藥總訣』序に「其後雷公・桐君、更增演本草。二家藥對、廣其主治、繁其類族」とあることをあげ、傳・雷公撰『藥對』の存在していた根據の一つとしている。これは梁に二卷本と四卷本二種の『藥對』が存在していたこととも矛盾しないように思えるが、一方で陶弘景所引『藥對』が桐君『藥對』である可能性をも生ずる。ただ、桐君の藥對とは『桐君藥錄』と思われる。また、この『藥總訣』についてはなお內容の檢討を要する。

(30) 前掲『本草概說』三九頁、前掲『歷代中藥文獻精華』一五三頁でも支持されている。

(31) 相使とは藥物配合の忌宜を說明する七情の一つ。『神農本草經』には各藥物ごとに相使について一種類が示されている、ということであろう。

(32) 神農本經相使正（止）各一種、兼以藥對參之乃有兩三。於事亦無嫌。其有云相得共治某（其）病者、既非妨避之禁。不復疏出。※（ ）內は敦煌本による。上山大峻編集・龍谷大學善本叢書一六『敦煌寫本本草集注序錄・比丘含注戒本』（法藏館、一九九七）。

(33) 前掲『歷代中藥文獻精華』一五四頁においても支持されている。

(34) 前掲『本草概說』三九頁。

(35) 前掲、尙「徐之才和『雷公藥對』」中において、尙志鈞は『本草集注』中の『藥對』佚文と『嘉祐本草』所引徐之才『藥對』はほとんど內容が重複しないとする。

(36) 前掲「「徐之才藥對」に關する研究」。

(37) 前掲『敦煌寫本本草集注序錄・比丘含注戒本』。

(38) 『嘉祐本草』のこの部分がどのような過程を經て作成されたかが大きな鍵を握っていると思われる。渡邊幸三「傳統的本草書の七情表に對する文獻學的檢討」（『日本東洋醫學會誌』五―二、前掲『本草書の研究』所收）參照。

(39) 李時珍はこの箇所をどこまでが徐之才『藥對』序例か判斷できずに陳藏器『本草拾遺』序例まで徐之才の序例とみなしてしまった。注(28)參照。また、『千金方』序例處方第五に「藥對曰」として『嘉祐本草』所引の徐之才『藥對』の序文がほぼそのまま引用されている。注意すべきはこの「藥對曰」という三字は宋臣校訂『千金方』にあるが、いわゆる未宋改本にはみられないことである。宋臣校訂『千金方』（宋改本）として、國立歷史民俗博物館所藏『備急千金要方』（オリエント出版社、一九八九）および江戶醫學館刻本『備急千金要方』（人民衞生出版社、一九五五）、未宋改本として靜嘉堂文庫所藏『新雕孫眞人千金方』、宮內廳書陵部所藏の古鈔本『眞本千金方』（東洋醫學善本叢書第一二册『宋版新雕孫眞人千金方、古鈔本眞本千金方』オリエント出版社、一九八九）を參照した。詳細な書誌研究として、小曾戶洋『中國醫學古典と日本』（塙書房、一九九六）第四章第五節『千金方』がある。

(40) 前掲、後藤志朗「「張苗藥對」に關する研究」、歐陽新燕「徐之才『藥對』考略」（『中華醫史雜誌』二二―三、一九

九二)、遠藤次郎ほか「『千金方』巻第一、處方第五に引用された『神農本草經』と『藥對』の文章に關する檢討」(『藥史學雜誌』二八―一、一九九三)、松木きか「本草と道敎」(『講座道敎第三巻　道敎の生命觀と身體論』雄山閣、二〇〇〇所收)。

後藤は序例の内容から徐之才『藥對』とは性格が異なるとし、この部分を張苗『藥對』とするが、徐之才『藥對』の引用であることは明記されており、他に比較すべき張苗『藥對』の佚文がないため説得力を缺く。歐陽は文法的な分析のみで「主對」の「對」の意味を「藥の藥性寒溫に應じて確實に病症に相對する」とする。遠藤らは『千金方』序例處方第五の文章を仔細に檢討し、「雷公云」の部分は『雷公集注神農本草』の注部分で「藥對曰」の部分は徐之才が既存の『藥對』を自著の徐之才『藥對』で引用したもの、とする。しかし、岡西によれば、『雷公集注神農本草』の注こそ『藥對』であるということなので、なぜ「雷公云」と「藥對曰」が並んで引用されているのかが十分に説明できないように思われる。松木は『千金方』序例處方第五に引用されている「雷公云……藥對曰……」の箇所を全て『雷公藥對』の一部とするが、宋代に「藥對曰」の部分だけが挿入された理由がわからなくなるのではないか。「藥對曰……」部分だけが『藥對』もしくは徐之才『藥對』と解されるはずである。

(41) 前掲『神農本草經輯注』中の輯復『神農本草經』的研究目錄、渡邊幸三「傳統的本草書の七情表に對する文獻學的研究」(『日本東洋醫學會誌』五―二、一九五四、前掲『本草書の研究』所收)。

(42) 拙稿「『史記』正義・索隱所引『藥對』考――敦煌・吐魯番本『本草集注』を手がかりとして――」(平成一二年度新潟大學プロジェクト推進經費研究成果報告書『敦煌文獻の總合的・學際的研究』、二〇〇一)はこの問題を解き明かす一つのステップである。『史記』注の作られた唐・開元年間においては『藥對』は『本草集注』に引用されているとしか認識されていなかったこと、顯慶年間の『新修本草』編纂時にすでに『本草集注』および『藥對』に關しての知識が正確でなかったことを指摘した。

(43) 渡邊幸三「『太平御覽』所引本草經の文獻學的性格」(『日本東洋醫學會誌』六―一、一九五五、前掲『本草書の研究』所收)。『太平御覽』藥部所引『本草經』佚文は、『修文殿御覽』の轉錄箇所に當たり、雷公集注『神農本草』からの引用とする。また『北齊書』巻四五・文苑傳には、武平三年(之才の沒年)徐之才は修文殿御覽編纂の監修者の一人であったこと、『太平御覽』巻六〇一所引『三國典略』には之才が御覽編纂事業に皮肉を述べたことが記されている。

(44) ただし、『新修本草』と藥效が一致するものは古屋瓦臺と鴟鴞の二つに過ぎない。

(45) 拙稿「「齊俗」と「恩倖」――北齊社會の分析」(『史滴』第一八號、一九九六)、松田壽男「吐谷渾遣使考」(『史學雜誌』四八―一一・一二、一九三七、『著作集』四巻所收)。

(46) 姚僧垣(四九九～五八三)。『周書』巻四七・藝術傳、『北史』巻九〇下・藝術傳に列傳がある。子の一人は梁・陳の國

史を整理した姚察であり、その子はそれを引き繼いで『梁書』『陳書』を編纂した姚思廉である。

(47) 訶黎勒については「證類本草」巻一四訶黎勒條所引『集驗方』、阿魏と安息香については『外臺祕要』巻五所引『集驗方』による。いずれも唐代の『新修本草』での新出品目であり、『集驗方』は時代に先驅けて新しい藥物をとりいれた書物といえる。

(48) 徐之才の醫術は傳統を重視するもので家學的傾向が強いと思われる。『千金方』所引「徐之才逐月養胎方」が馬王堆出土の「胎產方」と酷似しているなどの事は傳統的な技術の傳達の側面を示すものであろう。馬繼興主編『馬王堆帛書醫書校釋』（湖南科學技術出版社、一九九二）の「胎產方」および杉立義一『醫心方の傳來』（思文閣出版、一九九一）第三章成實堂文庫本（巻二二妊娠篇）參照。

(49) 『南史』巻三二・徐嗣伯傳。ただし死人枕は徐之才『藥對』にはあげられていない。

(50) 顯慶四（六五九）年成立した敕撰『新修本草』は新しく加えた注に『藥對』を二條引用している。うち一條は草部中品之下第九・王孫の注で『藥對』には牡蒙があるが王孫はない、と述べている。このことは掌禹錫所引徐之才『藥對』と一致する。『千金方』の引用に關しては、注(39)を參照のこと。また開元年間に至っても徐之才『藥對』が祕閣にすら藏されていない可能性が高いことについては、前掲、拙稿「『史記』正義・索隱所引『藥對』考――敦煌・吐魯番本『本草集注』を手がかりとして――」を參照。

(51) 拙稿「北齊政權の成立と「南士」徐之才」（『東洋學報』八〇―一、一九九八）。

(52) 前掲註(7)の墓誌および『漢魏南北朝墓誌集釋』の解說參照。

(53) 前掲、拙稿「北齊政權の成立と「南史」徐之才」。

(54) 衣裾滿席、車騎塡門、傾洛相招、誼動時俗。乃除散騎常侍在員外、尋□尙藥典御。曹嘉此選（□は缺字、爲の字を補った）。

(55) 孝昌二年、至洛、敕居南館、至遇甚優。從祖謇子踐啓求之才還宅。之才藥石多效、又闚涉經史、發言辯捷。朝賢競相要引、爲之延譽。

(56) 『洛陽伽藍記』巻三城南にみられる「金陵館」がこれにあたるであろう。歸順者は三年間ここに住まわせてから、邸宅を與えたという。このことから之才が徐踐によって徐氏の家に住めたのは五二八年の可能性が高い。

(57) 侯莫陳瓊が醫術には全く關係がないことと、兄の侯莫陳崇の字が「尙藥」である、などの點から見ると史料的には疑わしい。

(58) 趙遐が尙藥典御となったのは恐らくは東魏期ではないかと推測する。西魏・北周には太醫はみられるが、他に「尙藥」の官職に關する確かな記述がみあたらないためである。

(59) 許澄の傳は『北史』巻九〇・許智藏傳に附されたもので、李延壽によって插入された傳である。傳の最後に李氏が「父子（許爽、許澄）俱以藝術名重於周隋二代、史失其事、故附云」と記していることから、許澄が尙藥典御になったのは隋

代と推測される。

(60) 尚藥奉御掌合和御藥及診候之事。直長爲之貳。凡藥有上、中、下之三品。凡合藥宜用一君、三臣、九佐、方家之大經也、必辨其五味、三性、七情、然後爲和劑之節。五味謂（中略）三性謂（中略）。七情謂有單行者、有相須者、有相使者、有相畏者、有相惡者、有相反者、有相殺者。（中略）凡合和御藥、與殿中監視其分劑、藥成、先嘗而進焉。

(61) 『通典』巻二六・職官八・諸卿中殿中監

尚藥局奉御、自梁、陳以後、皆太醫兼其職。北齊門下省有典御二人。隋如北齊之制、後改爲奉御、而屬殿內大唐因之、龍朔二年、改爲奉醫大夫。

(62) 山本德子「唐代官制における醫術者の地位」（吉田忠編『東アジアの科學』、一九八二）。

(63) ちなみにこの史料については既に『歷代職官表』巻三六に指摘がある。

(64) 醫師侍御左右。因以名官。後魏之制、太醫令屬太常、掌醫藥。而門下省別尚藥局。侍御師蓋今之御醫也。

(65) 『隋書』巻二七・百官中、門下省の段。

(66) 冬十月（中略）丙申、詔曰、（中略）至於下民之煢鰥疾苦、心常愍之、此而不恤、豈爲民父母之意也。可敕太常於閑敞之處別立一館、使京畿內外疾病之徒、咸令居處。嚴敕醫署、分師療治、考其能否、而行賞罰。（中略）又經方浩博、流傳處廣、應病投藥、卒難窮究。更令有司、集諸醫工、尋篇推簡、務存精要、取三十餘卷、以班九服、郡縣備寫、布下鄉邑、使知救患之術耳。

(67) 『魏書』巻八・世宗宣武帝紀　延昌元年（五一二）夏四月條

辛未、詔饑民就穀六鎭。丁丑、帝以旱故、減膳撤懸。癸未、詔曰、肆州地震陷裂、死傷甚多、言念毀沒、有酸懷抱。亡者不可復追、生病之徒宜加療救。可遣太醫・折傷醫、并給所須之藥、就治之。乙酉、大赦、改年。

(68) 『魏書』巻九一・術藝・王顯傳によれば、王顯は世宗宣武帝が幼いとき、「補侍御師」の地位にあって、世宗在位時、「在侍御、營進御藥、出入禁內」「掌藥」をしていた。

(69) 『魏書』巻七下・高祖孝文帝紀　太和二一年（四九七）年條

九月丙申、詔曰、哀貧恤老、王者所先、鰥寡六疾、尤宜矜愍。可敕司州洛陽之民、年七十已上無子孫、六十以上無期親、貧不自存者、給以衣食、及不滿六十而有廢痼之疾、無大功之親、窮困無以自療者、皆於別坊遣醫救護、給醫師四人、豫請藥物以療之。

(70) 『魏書』巻九一術藝・李脩傳に遷洛（四九三）よりも前の孝文帝期の記事として次のようにある。

集諸學士及工書者百餘人、在東宮撰諸藥方百餘卷、皆行於世。

(71) この理念は唐代の太醫署にもみられ、宣武帝期の敕令はすでに唐代の太常寺太醫署の原型をなす機關の存在に間接的に大きく影響していると考えられる。

『唐六典』巻十四　太常寺に「凡醫師、醫正、醫工療人疾病、以其全多少而書之、以爲考課」とある。

(72) 醫師掌醫之政令。聚毒藥以共醫事。凡邦之有疾病者、疕瘍者造焉、則使醫分而治之。歲終、則稽其醫事、以制其食。十全爲上。十失一次之。十失二次之。十失三次之。十失四爲下。

(73) 『魏書』巻一一三・官氏志。

(74) 『隋書』巻二七・百官中、門下省の段。また本論では言及しないが他に北魏期に主衣（局）都統が設置されており、尙衣局の前身となっている。

(75) 侯剛、字乾之、河南洛陽人。其先代人也。本出寒微、少以善於鼎俎、進飪出入。久之、拜中散、累遷冗從僕射、嘗食典御。

また同傳記事中に「剛自太和進食、遂爲典御」とある。

(76) 『隋書』巻二七・百官中、中侍中省の段。

(77) 前掲『漢魏南北朝墓誌彙編』一八八頁。碑末の記事によれば、孝昌二（五二六）年、侍御史の戴智深による誌文である。拓本は『鶴齋七誌齋藏石』（三秦出版社、一九九五）に收錄されており、墓誌は西安碑林博物館に展示されている。

(78) 北魏以前に嘗藥監・太醫が存在していたことを確認できるのは、後漢である。後漢では嘗藥監・太醫は少府に屬していた。

(79) 鄭欽仁『北魏官僚機構研究』（牧童出版社、一九七六）。

(80) 前掲『北魏官僚機構研究』第二編・中散官に詳しい。

(81) 前掲『北魏官僚機構研究』一七七、一九四頁。また、本文中にあげた北魏の王橋・王叡はその例である。

(82) 『魏書』巻九三・恩倖・王叡傳。

(83) 最終的に徐謇は太和年間後半には侍御師に至る。侍御師に關する史料としては徐謇のものが古く、それ以前に皇帝の醫療擔當は太醫令である。この職名の成立時點で嘗藥局があったかに見えるが、同時期に典御や次御もしくは直長といった尙藥局の構成員がいた樣子がない。ただ太和一七年令に嘗藥監のみ確認できるので、嘗藥局の設置よりも早く侍御師・嘗藥監のみ孝文帝期におかれたと考えられる。

(84) 川本芳昭「北魏の內朝」（九州大學『東洋史論集』六、一九七七）。

(85) 前掲『北魏官僚機構研究』一九四頁。

(86) 徐之才はこうした官職を歷任したからこそ、皇帝に直言ができ、北齊政權を樹立させることになったと思われる。

(87) 『魏書』巻九一・術藝傳は傳統的價値觀をもつ魏收によって書かれており、技術者を評價したものでないが、幅廣い樣々な技術を持つ者と政權との密接な關係を反映したものであろう。

(88) 『魏書』巻一〇・孝莊帝紀。

(89) 秦置六尙、有尙食之名。如淳以爲主天子物曰「尙」。

北齊徐之才『藥對』考　本草書・醫書・類書等相關圖

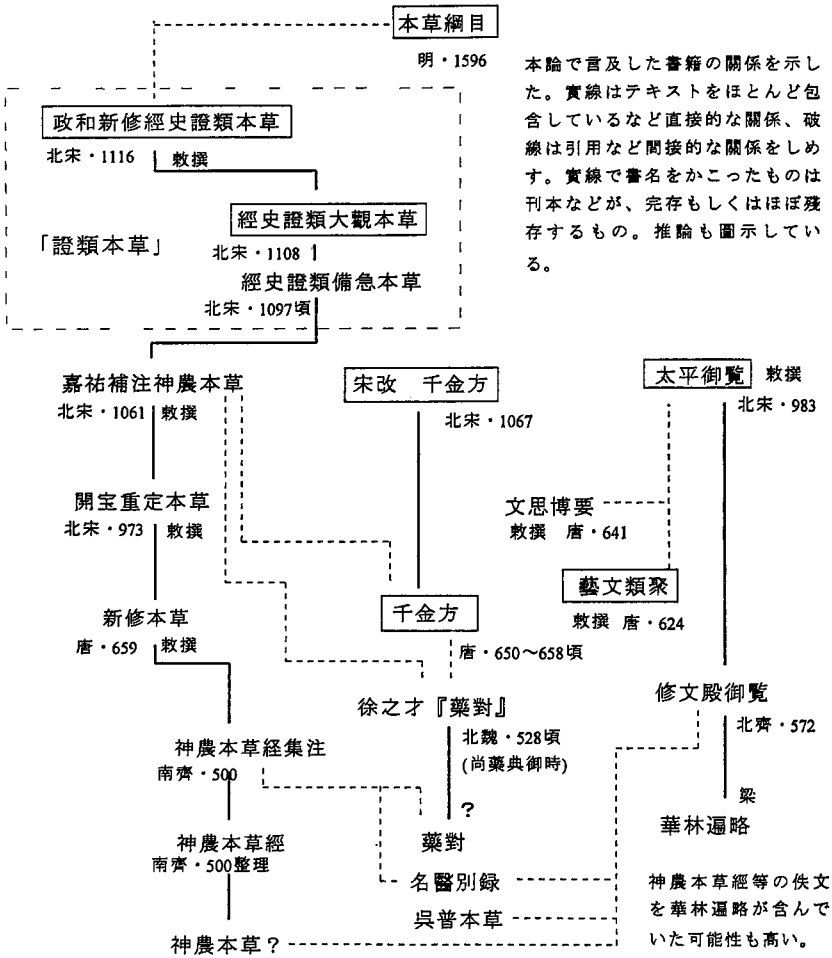

本草・醫藥書の成書年代・相關については本文および注に論據を示したが、論中でふれないものは基本的に前掲『中國醫學古典と日本』により、見解が示されていないものは前掲『本草概説』によるものとした。また類書の相關關係は勝村哲也「修文殿御覽新考」（鷹陵史学3・4.1977）によった。

After the establishment of the du-du system, various forms of du-du, such as the Zhou du-du 州都督, Prefectural Commanders, and Zheng-tao du-du 征討都督, Expeditionary Commanders, came into existence, but each carried on the characteristics of the early du-du in some form.

A CONSIDERATION OF THE *YAO-DUI* OF XU ZHI-CAI OF THE NORTHERN QI

IWAMOTO Atsushi

This article is a study of the work of Xu Zhi-cai 徐之才, a physician of the period of the Northern Dynasties, and the medical system of the dynasties.

It has previously been recognized that an earlier work also known as the *Yao-dui* 藥對 had been compiled by Lei-gong 雷公, and it was theorized that the *Yao-dui* of Xu Zhi-cai might have been either a supplement to the earlier work, or that, in contrast, the two works were completely unrelated. However, there has been no evidence to confirm either theory to this point in time. No one, however, has disputed the fact that passages of Xu Zhi-cai's *Yao-dui* found in the Song pharmacopoeia *Jia-you ben-cao* 嘉祐本草 are attributable to Xu Zhi-cai. By analyzing the passages from the *Yao-dui* of Xu Zhi-cai in the *Jia-you ben-cao*, one can learn of the medical and pharmacological practices of Xu Zhi-cai.

Although communications with the Western regions flourished throughout the period from late Northern Wei to Northern Qi dynasties, medicines from the Western regions were not dealt with in the *Yao-dui* of Xu Zhi-cai, and the number of medicines derived from the Southern Dynasties is small. Based on these factors, it can be assumed that the work was produced in the period from the end of the Northern Wei to early in the Eastern Wei when northern China was in turmoil.

The inscription on the tomb of Xu Zhi-cai records that he was Shang-yao dian-yu 尙藥典御, Director General of the Pharmaceutical Office for the Emperor, who was responsible for preparing medicine and diagnosing the

emperor. The reason for Xu Zhi-cai's compilation of the *Yao-dui* can be considered a result of fulfilling the duties of this office.

Heretofore it has been thought that the office of Shang-yao dian-yu was established in the period of the Northern Qi, but the origin can actually be traced back to the Chang-yao dian-yu 嘗藥典御 established by the order of the twenty-third year of the Tai-he 太和 era of the Northern Wei. The office of Shang-yao ju 尙藥局, Pharmaceutical Office for the Emperor, was first established in Chinese history during the Northern Wei when the post of Zhong-san 中散, which was exclusive to the Xian-bei 鮮卑 people, and which had been occupied by a person of special talents who would serve the ruler personally, was abolished.

All the medical policies incorporated into the systems of the Sui and Tang, which included, for example, national projects of compiling pharmacopoeias and medical works under the support of the Shang-yao ju and the Tai-yi shu 太醫署 (Medical Office), which were staffed by government bureaucrats, can be seen to have their basis in the medical policies of Xiao-wen di 孝文帝 and Xuan-wu di 宣武帝 of the Northern Wei. From the point of view of the relationship between medical practice and the state, the origin of the system and medical practices of the Sui-Tang can be seen in the history of the Northern Dynasties.

SINO-BRITISH DISPUTES OVER COLLECTING DEBTS IN SHANGHAI BEFORE THE 1911 REVOLUTION: AN ANALYSIS OF SEVERAL CIVIL CASES JUST AFTER "THE RUBBER STOCK FINANCIAL CRISIS" OF 1910

MOTONO Eiichi

This article is the second in a series three studies concerning the various activities of the "English-speaking Chinese" who sought to protect their private property in the period of unequal treaties in Shanghai during the years circa 1910. The main theme of this article is to reveal the